

## 入札説明書（兼広告付き県庁舎案内板設置・取扱業務募集要項）

青森県庁舎における広告付き案内板の設置・取扱業務に係る一般競争入札については、関係法令の定めるもののほか、この要項によるものとする。

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名  
広告付き県庁舎案内板設置・取扱業務
- (2) 募集対象  
取扱業務者 1 者

### 2 広告付き県庁舎案内板の規格等

広告付き県庁舎案内板の規格等は、以下のとおりとする。

- (1) 名称 広告付き県庁舎案内板
- (2) 設置場所
  - ① 青森市長島一丁目 1 番 1 号  
青森県庁正面玄関ホール内 1 台（約 3,270mm(幅)×約 2,300mm(高)×約 800 mm（奥行））
  - ② 青森市新町二丁目 4 番 5 号  
青森県庁北棟玄関ホール内 1 台（約 3,270mm(幅)×約 2,300mm(高)×約 800 mm（奥行））
  - ③ 青森市長島一丁目 1 番 1 号  
青森県議会棟玄関ホール内 1 台（約 2,370mm(幅)×約 2,300mm(高)×約 800 mm（奥行））

※ ③については、広告なしとする。

※ 案内板は、キャスター付き。転倒防止等措置を講ずること。
- (3) 掲出内容
  - ① 掲出内容は県庁舎案内、行政情報等及び広告とする。なお、詳細については契約後決定する。
  - ② 掲出情報は、1 年度に最低 1 回更新すること。
  - ③ 県庁舎案内は、必要に応じて修正を指示する場合がある。
  - ④ ユニバーサルデザインに配慮した表示とすること。
  - ⑤ 広告内容については、青森県広告掲載要綱及び青森県広告掲載基準を遵守し、広告掲出前に県の事前審査を受けること。
  - ⑥ 広告枠内に、広告である旨を分かりやすく表記すること。
  - ⑦ 掲出内容は、多言語表示（日本語及び英語等）に努めること。
  - ⑧ 青森県全図及び県庁周辺図を表示する場合は、色覚に障がいのある者に対応した地図とすること。  
また、携帯電話やスマートフォンとの連携ができるようにすること。
- (4) その他
  - ① 電照時間は、原則として 8 時から 18 時までとする。
  - ② 省エネルギー等の環境負荷を低減した広告媒体の設置に努めること。

### 3 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に掲げられた者でないこと。
- (2) 青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号）第 128 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成 13 年 4 月 1 日施行）第 5 に規定する競争入札参加資格者

名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」）に「広告・宣伝」の営業種目により登載されている者であること。

- (4) 競争入札参加資格者名簿に登載された日から開札の時までの間に、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日施行）別表に掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。
- (5) 法令等の規定により許認可等を要する場合は、許認可等を有していること。
- (6) 令和7年3月31日までに、国、都道府県、市町村と本件事業と同程度の業務に係る契約を締結し、履行した実績を有するものであること。

#### 4 公募条件等

- (1) 設置・取扱業務者に決定後、広告付き県庁舎案内板を設置するための県有財産の使用許可を得ること
- (2) 事業条件等

- ① 事業期間

令和7年度における事業期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までとする。

なお、令和8年4月1日以降の事業期間は、1年ごとに行政財産使用許可の更新を受けることにより、令和7年10月1日から5年間を限度として更新することができる。

- ② 広告料及び行政財産使用料

- ア) 広告料

広告料は、落札金額をもって年額広告料とし、県が発行する納入通知書により県が指定する日までに全額納入すること。

- イ) 行政財産使用料

広告掲出位置として指定した場所の使用床面積に応じて算出した額を県が発行する納入通知書により県が指定する日までに全額納入すること。

- ウ) 令和7年度の広告掲出料及び行政財産使用料

広告料及び行政財産使用料は、4(2)①の事業期間を基準として算出する。

- ③ 光熱水費及びその他必要経費

光熱水費、案内板の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他必要とされる一切の経費（県が必要な指示を行う場合がある。）は取扱業務者の負担とする。

- ④ 原状回復等

取扱業務者は、事業期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に要した費用は取扱業務者が負担することとし、取扱業務者は、県に対し、原状回復に要した費用、案内板の設置に伴い支出した必要経費、有益費その他一切の費用について、補償を請求することができない。

- (3) 使用上の制限

- ① 事業条件を遵守し、広告料、行政財産使用料及び光熱水費等を定められた納入期限までに確実に納入すること。
- ② 広告付き県庁舎案内板を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

#### 5 入札参加申込手続

- (1) 申込方法

下記の申込先に必要書類を郵送又は持参によるものとする。

【申込先及び問合せ先】

青森県財務部財産管理課 担当：岩崎

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号

電話 017-734-9095

(2) 申込期間

令和7年8月8日（金）午後5時まで

(3) 申込書類

- ① 広告付き県庁舎案内板設置・取扱業務参加申込書（様式第1号）
- ② 契約実績一覧（別記1）
- ③ 広告付き県庁舎案内板の概要が分かる資料（計画書、関係図面など）（様式任意）
- ④ 事業概要  
（法人）会社概要（様式任意）  
（個人）創業日・事業内容・事業実績等が分かるもの（様式任意）
- ⑤ 役員一覧表（様式第2号）
- ⑥ 商業登記事項証明書（現在事項全部証明書）又は営業証明書の原本又は写し（申請日前3か月以内に発行されたもの）  
（法人）商業登記事項証明書  
（個人）営業証明書

## 6 入札及び開札の日時等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

- ① 日時：令和7年8月21日（木）午後2時から
- ② 場所：青森県青森市長島一丁目1番1号  
青森県庁舎東棟1階135会議室

(2) 入札保証金

青森県財務規則第132条第1項第2号の規定により免除する。

## 7 入札書の記載方法

- (1) 入札書は、第3号様式によるものとする。
- (2) 代理人が入札する場合は、併せて代理人の氏名を記名し押印すること。また、入札前に委任状を提出すること。この場合、入札書に押印した代理人の印鑑と同一のものでなければならない。
- (3) 県庁舎における広告掲出に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく行政財産の使用許可を受ける必要があり、青森県行政財産使用料徴収条例（昭和39年4月青森県条例第9号）に定める使用料（年額 **119,142 円程度** となる見込み）の納付が別途必要となることに留意すること。  
（入札書に記載する金額には、上記使用料の金額を含めないこと。）
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とするので、消費税及び地方消費税相当分を含めた金額を入札金額とすること。

## 8 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札の参加資格のない者のした入札
- (2) 同一の入札について二以上の入札をした者の入札
- (3) 公平な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合及びその他の不正行為によって行われたと認められる入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- (5) その他入札条件に違反した入札

## 9 取扱業務者の決定等

### (1) 決定方法

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札をした者を取扱業務者とする。

なお、決定となるべき同価の入札をした者が二者以上あるときは、くじ引きにより決定する。

### (2) 再度入札

予定価格以上の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。再度入札は2回を限度とする。

### (3) 契約の締結等

広告代理業者の決定後、7日以内に契約書を取り交わすとともに、行政財産使用許可申請書の提出を受けて許可手続を進めるものとする。

### (4) 契約保証金の納付

契約の締結に際しては、契約金額の100分の5以上の契約保証金の納付が必要となる。ただし、次のいずれかに該当する場合においては全部又は一部の納付を免除する。

ア) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ) 過去2年の間に国又は地方公共団体と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に実行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 10 質問事項

質問は、令和7年8月6日（水）午後5時までにメールにより受け付ける。（第4号様式）

なお、回答は、青森県財務部財産管理課ホームページへ掲載する。

質問書送付先：青森県財務部財産管理課 財産管理グループ

（メール：zaisankanri@pref.aomori.lg.jp）

## 11 取扱業務者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、取扱業務者としての決定を取り消す。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに当該事業の手続きに応じなかった場合

(2) 取扱業務者が応募の資格を失った場合